- 1. 職員および院内全般の感染症予防対策
- ・ 全職員はサージカルマスクを着用し、診療や検査に応じた感染防止のための標準 予防策を徹底する。
- 「3密(密閉・密集・密接)」を極力回避するように心がける。
- 手指消毒は特に重要でウェルパスや消毒用エタノールなどの消毒用アルコール製剤にてこまめに手指消毒を励行する。
- ・ 医療機材・器具・備品については、その都度、消毒用アルコール製剤にて消毒する。なお、消毒用アルコール製剤の使用にあたっては使用する用法や用量を守り 患者様や職員に健康被害が生じないよう十分に注意する。
- ・ 診察室や検査室、更衣室、待合室等の換気と消毒を定期的かつ頻繁に実施して、安全な受診環境の構築を図る。設備や物品類(テーブル、ドアノブ、手すり、スイッチ、ペン、ファイル等)についてもこまめに消毒を行う。
- ・ 職員の健康管理については当院の規程に則って日々厳密に行い、来院いただく患 者様の安全を確保するとともに職員の安全衛生対策も徹底して行う。
- ・ 不測の事態が発生した場合は渋谷区保健所や渋谷区医師会の指示指導のもと適切 な対策を講じることとする。

2. 人間ドック・健康診断部門

- 患者様には必ずマスクを装着の上、時間指定で来院いただく。順番に案内するの で距離をとってお待ちいただく。
- ・ 入り口に消毒用アルコール製剤を設置しているので手指の消毒をお願いする。また、院内各所に消毒用アルコール製剤を配備してあるので、患者様にこまめな手 指消毒を行うようお願いする。体質的にアルコールが使用できない患者様は洗面 所にてハンドソープを用いて手洗いを行っていただく。
- 受付手続きの際には検温と体調の確認を行う。発熱や風邪症状等、体調不良がある場合、感染予防対策徹底の観点から当日の受診は控えていただき、後日改めて 受診していただく。
- ・ 院内の患者様の動線については「3密」にならないように最大限配慮する。
- ・ 職員は常にサージカルマスクを着用の上、こまめに消毒用アルコール製剤で手指 消毒を行う。
- ・ 医療機器・用具等については使用の都度、消毒用アルコール製剤もしくは適切な 消毒製剤にて消毒する。
- ・ 飛沫やエアロゾルの発生が想定される診察や検査の際は個人防護具を強化し、飛 沫感染予防対策と接触感染予防対策をより一層厳重に行う。器具・物品類の消毒 や換気を徹底する。なお、学会等の指針に基づき、感染防止の点からリスクが大き いと判断される検査は期間を限定して検査を中止することがある。
- ・ 検査や診察時はソーシャルディスタンスの確保が難しい場面も想定されるので職員は適切な個人予防具を装着して検査や診療を行う。感染予防の見地および「3 密」をなるべく回避するため患者様に位置や姿勢等ご協力いただく。
- ・ 部屋の換気のため診察室・検査室のドアを開放する場合がある。

2. 外来診療部門

- ・ 患者様には必ずマスクを着用して来院していただく。入り口に設置した消毒用アルコール製剤にて手指のアルコール消毒を行っていただく。体質的にアルコールが使用できない患者様は洗面所にてハンドソープを用いて手洗いを行っていただく。
- ・ 来院時に受付にて検温や体調の確認を行う。定期的な外来通院の患者様で37.5℃以上の発熱や体調不良を認める場合は受診日程を改めていただく、あるいは処方箋の発行のみにさせていただくことがある。電話診療にて処方箋の発行を行うこともある。
- ・ 診察に関わる職員はサージカルマスクを着用し、消毒用アルコール製剤にてこまめに手指消毒をおこなう。
- ・ 医療機器・用具等について消毒用アルコール製剤もしくは適切な消毒製剤にて消毒を励行する。
- ・ 患者様に37.5℃以下の微熱や体調不良等を認める際は、ゾーニングの点から 別室に案内し待機していただく。なお、対応する職員は感染症予防対策の観点か ら患者様と距離を置くことがあり、また当面の間、飛沫やエアロゾルが発生する 検査は実施できない旨を患者様にご説明する。
- ・ 当院では新型コロナウイルス感染症(疑)の診療体制がなく検査も不可能なので新型コロナウイルス感染症の可能性が疑われる場合には保健所(帰国者接触者相談センター)にご相談いただくようご説明させていただく場合がある。
- ・ 診察室や検査室の換気を定期的に行い、患者様に安全な受診環境を提供する。密 閉状態をできる限り避けるため診察室や検査室のドアを開放する場合があり、個 人情報保護の点から診察室や検査室周辺の待合椅子を撤去するなどの工夫をする 場合がある。

3. 検査部門

- ・ 検査部門について以下のような5つのブロックに分け、各ブロックで適切な感染 予防対策を実施する。①身体計測・視力・聴力検査等、②血液検査・尿検査等、③ 生理機能検査(心電図、眼底、超音波検査等)、④消化管内視鏡検査、⑤放射線検査 (胸部レントゲン、胃部レントゲン、マンモグラフィ、CT・MR等)
- ・ これらの5つの検査ブロックにおいては厚生労働省・各学会・保健所・医師会等の 指針や指導に準拠して対策を講じることとする。基本的な感染予防対策は前記1 や2と同様で、3密の回避とこまめな手指消毒の徹底、個人防護具の装着、部屋の 換気、医療機器・物品類の確実な消毒等の対策を実施することである。医療機器に ついては医療機器メーカーや各学会の感染症予防対策指針に準拠した手順に沿っ て確実な消毒を行い、患者様が安心して検査を受けられるように取り組む。
- ・ 感染予防の点から一部の検査については中止する場合がある。

4. 事務管理部門

- ・ 院内の感染予防・管理対策を統括する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策委員会事務局として機能する。
- ・ 消毒製剤や保護具、その他感染予防に関わる資材調達や在庫管理を行う。
- ・ 院内の各部署・各ブロックと連携して安全な院内環境の維持推進を図る。
- ・ 職員の健康管理を一元的に行い、受診者および職員の保全に努める。
- ・ 不測の事態が発生した場合は事故対策本部として渋谷区保健所・渋谷区医師会の 指示指導にしたがって適切な措置を講じる。

5. 備考

・ 当院では新型コロナウイルス感染症予防対策委員会の管理下、各部署・各ブロックがそれぞれの実務に応じた感染症予防対策マニュアルを策定し、そのマニュアルに基づいて具体的な感染予防対策を講じることとしている。各部署・各ブロックのマニュアルについては院内限定で非公開とする。

以上

2020. 5. 16 2020. 9. 5 改訂 2 版